

## 医療機関の業務効率化・勤務環境改善に向けた法改定——健保法等改定法案

「健康保険法等の一部を改正する法律案」(11項目)に盛り込まれた「医療機関の業務効率化・勤務環境改善」に関する法改定内容は大きく4点あります(2027年4月1日施行を予定)。

### 保険医療機関の責務として、業務効率化等の努力規定を新設

健保法等改定法案は、保険医療機関の責務として「業務の効率化」「勤務環境の改善」に取り組むよう「努める」旨の規定を新設しています(健保法第70条)。

また、病院・診療所の管理者は、現行の勤務環境改善に関する努力義務に加えて、「業務の効率化」にも取り組む旨を明確化しています(医療法第30条)。

厚生労働省は、「業務効率化・勤務環境改善」に向けて、「業務のDX化」に取り組むよう求め、ICT機器導入などによる3点を例示しています。

#### ①スマートフォンによる情報共有の効率化

チャット機能、ビデオ通話、ファイルの共有などにより、1対1だけでなく、グループでの一斉の情報共有が可能。

#### ②見守りカメラ・スマートグラスによる見守り業務の効率化

患者の同意のもと、病室にカメラを設置し、看護師が装着しているスマートグラス(カメラ機能付メガネ)から病室の状況を確認。

#### ③音声入力・バイタルの自動入力・生成AIによる文書自動作成支援

### 「業務効率化・勤務環境改善計画」に取り組む病院の認定制度を新設

病院に関しては、「業務効率化・勤務環境改善計画」作成し、計画に基づく「取組の進捗及び実施の効果に関する評価を行う委員会を設置」している場合、厚労相が当該病院を認定できる仕組みを設けます。

この認定制度への病院の申請は任意ですが、認定を受けた病院は「6年間に限り」、厚労省令で定める「表示をすることが」できるようになります。

その一方で「毎年少なくとも1回」、「取組の実施状況を公表しなければならない」とされています（「地域医療介護総合確保法」第13条）。

## 医療勤務環境改善支援センターによる業務効率化の助言・指導

また、各都道府県に設置された「医療勤務環境改善支援センター」が行っている医療機関の労務管理の支援に加えて、「業務効率化に係る助言・指導等」も行うよう「努める」旨を明確化します（医療法第30条）。

厚労省は「医療勤務環境改善支援センター」への医業経営コンサルタントの配置も含めて、「業務のDX化」の助言・指導を行えるような体制を確保していくとしています。

## 地域医療介護総合確保基金による支援

新たに地域医療介護総合確保基金（※）に、業務効率化・勤務環境改善に関する事業という新区分を設けます（「地域医療介護総合確保法」第4条、27年1月1日施行）。

（※）各都道府県に設置した基金。医療機関や介護事業者から申請を受け付ける補助金の対象事業は6項目（資料1参照）。国が費用の3分の2、都道府県が残りを負担する。

### 【資料1】

## 医療機関の業務効率化・勤務環境改善への支援

### 趣旨・概要

- 2040年に向けて、医療従事者を安定的に確保し、質が高く効率的な医療提供体制を構築するために、医療機関の業務効率化・勤務環境改善の取組の支援について、以下の制度的対応を行う。
  - ① 今後継続的に支援することができるよう、地域医療介護総合確保基金に、業務効率化・勤務環境改善の取組を支援する新たな事業を設ける。  
（参考）業務のDX化に取り組む多くの医療機関を支援するため、令和7年度補正予算において、200億円を計上。
  - ② 業務効率化・勤務環境改善に積極的・計画的に取り組む病院を厚生労働大臣が認定できる仕組みを設け、認定を受けた病院は特定の表示を行うことができることとする。
  - ③ 都道府県の医療勤務環境改善支援センターの体制拡充・機能強化を図り、医療機関の労務管理等の支援に加え、業務効率化に係る助言・指導等も行うよう努める旨を明確化する。
  - ④ 医療法上、病院又は診療所の管理者は、勤務環境の改善に加え、業務効率化にも取り組むよう努める旨を明確化する。併せて、健保法上の保険医療機関の責務として、業務効率化・勤務環境改善に取り組むよう努める旨を明確化する。

### 地域医療介護総合確保基金 対象事業

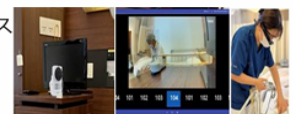
R8年度当初予算案 647億円  
※国負担：医療分 647億円  
公費：医療分 960億円

- I-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- I-2 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に關する事業
- II 居宅等における医療の提供に関する事業
- III 介護施設等の設備に関する事業（地域密着型サービス等）
- IV 医療従事者の確保に関する事業
- V 介護従事者の確保に関する事業
- VI 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業【本法案による改正】

新区分 業務効率化・勤務環境改善に関する事業【本法案による改正】

### 【業務のDX化に関する取組例】

- (1) スマートフォンによる情報共有の効率化  
チャット機能、ビデオ通話、ファイルの共有などにより、1対1だけでなく、グループでの一斉の情報共有が可能
- (2) 見守りカメラ・スマートグラスによる見守り業務の効率化  
患者の同意のもと、病室にカメラを設置し、看護師が装着しているスマートグラスから病室の状況を確認。
- (3) 音声入力・バイタルの自動入力・生成AIによる文書自動作成支援



## 「業務のDX化」による「医療現場の生産性の向上」を求めているが、医療の質やサービスの低下につながりかねない

厚労省は、「業務のDX化」による医療現場の「生産性の向上」及び「効率的な配置」によって、人材確保の課題を乗り越えという方針を示しています。

26年度診療報酬改定では、ICT機器導入などによる「業務のDX化」で看護職員や医師事務作業補助者の配置基準を削減できるようにしました。

また、財務省は財政制度等審議会分科会（4月28日）で、「医療現場の生産性向上」を求め、「医療現場でのDX・AIの普及・定着が実際に効果を生んでいる医療機関を重点的に支える財政支援のあり方や報酬上の仕組み」が必要だと主張しています。

しかし、「業務のDX化」はあくまでも幾つかある手段の一つです。患者に直接対応する人員を減らせば、医療の質やサービスの低下につながりかねません。患者と相對するケア労働の強化になる事態も懸念されます。

厚労省は、医療現場の実態に伴い、どのような内容・手法で「業務効率化・勤務環境改善」を行えば、医療の質やサービスの向上につながるか具体的に示すことが求められます。

他方で、ICT機器導入などに対応できない、或いは一部しか対応できない医療機関を置き去りにすることがないように支援する必要があります。

## 認定制度を診療報酬等で要件化すべきではない

認定制度に関しては、認定を申請しない、あるいは申請したとしても国の認定基準に合致せず、認定を取得できない病院も想定されます。

財務省は財政制度等審議会分科会（4月28日）で、「小規模な病院を集約・再編」するとともに、「外来機能の統合・大規模化」をすすめ、「短期的・集中的な治療を担う病院」と「長期的・継続的な健康管理を担うかかりつけ医」が役割を分担して、「効率的・効果的に患者を支える体制」を構築していくことを主張しています。

今後、「新たな地域医療構想」において「病院機能」及び「病床機能」の再編・集約化（削減）がすすめられる中で、認定制度への申請・認定が診療報酬等で要件化されることや、認定を受けた病院とそれ以外の病院の差別化を図ることがないようにすべきです。

（文責：医療動向モニタリング小委員会委員 寺尾正之）